

改正後			改正前		
埼玉県個人番号の利用等に関する条例			埼玉県個人番号の利用等に関する条例		
第一条～第六条 (略)			第一条～第六条 (略)		
別表第一 (略)			別表第一 (略)		
別表第二 (第四条関係)			別表第二 (第四条関係)		
執行機関	事務	特定個人情報	執行機関	事務	特定個人情報
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	二 知事	<u>私立の高等学校等(特別支援学校の高等部を除く。)</u> の生徒等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律第三条第一項に規定する者をいう。以下同じ。)の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<u>生活保護法(昭和三十五年法律第百四十四号)の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報(以下「外国人生活保護関係情報」という。)</u> であって規則で定めるもの
二 知事	私立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は高等学校等(各種学校を除く。)の児童、生徒又は学生の保護者等に係る授業料等の軽減に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法 <u>(昭和三十五年法律第百四十四号)</u> による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの <u>生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報</u>	二 知事	私立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は高等学校等(各種学校を除く。)の児童、生徒又は学生の保護者等に係る授業料等の軽減に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの <u>外国人生活保護関係情報</u> であって規則で定めるもの

		<u>(以下「外国人生活保護関係情報」という。)</u> であって規則で定めるもの
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>
<u>二～四</u> (略)	(略)	(略)

別表第三（第五条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
一～四 (略)	(略)	(略)	(略)
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>

<u>三 知事</u>	<u>生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>
<u>四～六</u> (略)	(略)	(略)

別表第三（第五条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
一～四 (略)	(略)	(略)	(略)
<u>五 教育委員会</u>	<u>国立及び公立の高等学校等（高等学校及び中等教育学校の後期課程の専攻科を含み、特別支援学校の高等部を除く。）の生徒等（高等学校及び中等教育学校の後期課程の専攻科の生徒を含む。）の保護者等に対する奨学のための</u>	<u>知事</u>	<u>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>

<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>
<u>五</u> (略)	(略)	(略)	(略)
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>

	<u>給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>		
<u>六</u> 教育委員会	<u>県立の高等学校の専攻科の生徒に対する修学支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>	知事	<u>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>
<u>七</u> (略)	(略)	(略)	(略)
<u>八</u> 教育委員会	<u>特定個人番号利用事務（利用特定個人情報のうち生活保護関係情報の提供を受ける事務に限る。）であって規則で定めるもの</u>	知事	<u>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>